

広域農業基盤整備管理調査実施要領

平成12年3月24日付12構改C第204号
平成20年4月1日付19農振第1694号
最終改正 平成28年4月1日付27農振第2371号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣 旨

食料の安定供給の確保を図るためには、その基盤となる基幹的農業水利施設の更新・整備を持続的かつ効率的に行い、地域の有する食料供給力を最大限に発揮させていくことが重要である。

このためには、国営土地改良事業完了地区（以下「国営完了地区」という。）の水利及び施設等の利用管理に関する課題を把握し、施設更新等の諸対策を講じるとともに、農業水利施設の整備により高生産性農業への転換が可能な地域においてはその整備を推進する必要がある。

一方、公共事業の一層の効率的な実施や透明性の確保を図る観点から、国営土地改良事業又は独立行政法人森林総合研究所若しくは独立行政法人水資源機構（以下「機構等」という。）が施行する事業及び旧独立行政法人緑資源機構が施行した事業（以下「機構等事業」という。）の完了地区（以下「国営等完了地区」という。）において事業効果を評価し、公表することが必要とされている。

このため、地域の農業基盤に関する情報の収集、管理及び提供並びに国営完了地区のフォローアップを実施することにより、農業振興上の阻害要因や国営完了地区における事業実施による効果発現上の課題を把握し、これらに対する各種対策手法の検討を行うとともに国営等完了地区について事後評価を実施する広域農業基盤整備管理調査（以下「本調査」という。）を行うことにより、もって地域の農業発展と国営土地改良事業等の円滑な実施に資するものとする。

第2 対象地域

本調査の対象地域は、第4の(1)の農業基盤管理調査にあつては地方農政局（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）の管轄区域、第4の(2)の事後評価調査のうちア及びイの調査にあつては、原則として事業完了後おおむね5年を経過した国営等完了地区、ウの調査にあつては、国営完了地区の事後評価を実施した地区とする。

第3 調査主体及び調査委託

- (1) 本調査は、地方農政局が実施するものとする。ただし、機構等事業に関する事後評価調査のうちア及びイの調査並びにウの調査のうち事後評価手法の検討及び事後評価に係るガイドラインの作成は、農村振興局が実施するものとする。
- (2) (1)の調査主体は、調査を効率的に実施するため、調査に係る機構等、地方公共団体及び土地改良区等と緊密な連携を図るものとする。
- (3) (1)の調査主体は、調査を効率的に実施するために必要がある場合は、調査の一部を機構等、地方公共団体、試験研究機関、土地改良区等に委託できるものとする。

第4 調査内容

本調査は、次の(1)及び(2)に掲げる調査から構成されるものとし、別紙1に掲げる実施項目について調査を行うものとする。ただし、当該実施項目は、地域の実情を踏まえ必要な項目について選定するものとする。

(1) 農業基盤管理調査

地域の農業基盤に関する情報の収集、管理及び提供並びに国営完了地区のフォローアップを通じて、地域及び国営完了地区における諸課題を把握し、これらに対する対策手法の検討を行うものとする。

ア 農業基盤情報管理調査

地域の水利、土地、環境等農業基盤に関する情報収集により、当該地域における農業振興上の課題を整理するとともに、水管理に必要な情報提供を行うものとする。

イ 完了地区フォローアップ調査

国営完了地区の水利用・排水状況、水管理、施設管理、農業状況等についての現状把握又は水田の大規模畑地化に伴う状況変化の把握を行い、水利又は施設等の利用管理上の課題を整理するものとする。

ウ 対策手法検討調査

国営完了地区における水利若しくは施設等の利用管理上の課題又は水田の大規模畑地化に伴う課題に対処するため、ア及びイの調査成果をもとに、更新事業の必要性、水管理方法の変更、用排水の再配分等各種対策手法について検討するものとする。

なお、農業水利施設の整備により、高生産性農業の実施が可能となる地域にあつてはかんがい排水事業等の新規実施の必要性についても併せて検討するものとする。

(2) 事後評価調査

事業完了後おおむね5年を経過した国営等完了地区について、当該事業の実施による効用の評価を行うとともに、事後評価手法の検討等を行うものとする。

ア 基礎調査

事業の実施により整備された施設の利活用状況、事業の実施による効果の発現状況及び環境の変化、社会情勢の変化、事業の実施に関する関係団体の意向等事後評価に必要な基礎資料を収集・整理し、それらを踏まえ、総費用総便益比方式による効果の測定を行うものとする。また、農業者や地域の収益力向上の観点からも調査を行うものとする。

イ 評価調査

アによる基礎調査の成果を踏まえ、事後評価結果をとりまとめその結果について学識経験者等の意見を聴取するものとする。

ウ 評価手法検討調査

事後評価実施地区に関する事後評価の課題等の整理、事業完了後における効果等の把握手法に関する調査を行うとともに、その結果を踏まえた事後評価手法の検討、事後評価に係るガイドラインの作成を行うものとする。

第5 調査の実績報告

地方農政局は、本調査実施年度の翌年度の6月末日までに、当該調査成果を農村振興局に報告するものとする。

第6 調査に要する経費

調査に要する経費は全額国庫負担とする。

調査の実施項目

項 目	内 容
I. 農業基盤管理調査 (1) 農業基盤情報管理調査 ア) 気象調査 イ) 水源状況調査 ウ) 水利状況調査 エ) 排水状況調査 オ) 土地利用状況調査 カ) 農村環境調査 キ) 情報管理調査	地域の降水量、気温、干天日数、風向・風速等の気象情報を収集・整理する。 河川流量、ダム貯水量等の水源状況を調査する。 国営造成施設以外の主要な取水施設について取水量、取水期間及び用水系統を調査する。 国営造成施設以外の主要な排水施設について洪水排水量及び排水系統を調査する。 土地利用状況（農業・非農業）、土地利用計画、農地面積、転作状況、作付け状況等を調査する。 農業用水及び排水の水質状況、生物の分布状況並びに生態系保全に必要な基礎的な情報を収集・整理する。 ア) からカ) までに掲げる調査により収集した農業基盤情報を管理するとともに、必要に応じ、土地改良施設の管理受託者等に対し、水管理に必要な情報を提供する。
(2) 完了地区フォローアップ調査 ア) 受益面積調査 イ) 水利状況調査 ウ) 排水状況調査 エ) 施設管理状況調査 オ) 施設機能診断調査 カ) 農業状況調査 キ) 大規模畑地化調査 ク) 地元意向調査	国営完了地区の受益面積の動向を調査する。 国営完了地区の取水状況及び分水状況を調査し、農業用水の利用状況を把握する。 国営完了地区の洪水排水及び常時排水の状況を調査し、洪水排水機能及び湿害の状況を把握する。 国営造成施設の維持管理、修繕、補修等の状況を調査し、施設管理上の課題を把握する。 広域基盤整備計画調査実施地域外にある国営造成施設の老朽度等の施設機能を診断する。 国営完了地区の農業状況を調査し、農業用水需要量算定の基礎資料とする。 国営完了地区の水田の大規模畑地化が著しい地区における水利調整、効率的な取水を行う為の施設整備、施設整備に関する環境配慮等の課題を把握する。 農業水利及び国営造成施設の利用管理に対する改善要望等を把握する。
(3) 対策手法検討調査	(1) 及び(2)の調査成果を取りまとめ、完了地区における水利若しくは施設の利用管理上の課題又は水田の大規模畑地化に伴う課題を解決するための更新事業の必要性、水管理方法の変更、用排水の再配分等各種の対策手法を検討するとともに、農業水利の整備により高生産性農業の実施が可能となる地域にあっては、新規かんがい排水事業等の実施の必要性を検討する。

項 目	内 容
<p>Ⅱ. 事後評価調査</p> <p>(1) 基礎調査</p> <p>ア) 事業関係調査</p> <p>イ) 施設利用状況調査</p> <p>ウ) 効果発現状況調査</p> <p>エ) 事業関係環境調査</p> <p>オ) 社会情勢調査</p> <p>カ) 関係団体意向調査</p> <p>キ) 効果測定調査</p> <p>ク) 農業経営等調査</p> <p>ケ) その他調査</p>	<p>当該事業及び当該事業の関連施設に係る資料を収集し、事業の概要をとりまとめる。</p> <p>当該事業で造成、整備された施設の利活用状況について調査する。</p> <p>当該事業の実施による農業生産、農業構造、波及的效果等効果の発現状況について調査する。</p> <p>事業実施による農業生産の環境、農村生活環境、自然環境の変化又は現況等について調査する。</p> <p>土地改良事業計画等の作成時点と事後評価時点の社会情勢等の変化を調査する。</p> <p>当該事業の実施による効果の発現状況等について、事業に係る団体等の意向を把握する。</p> <p>費用対効果分析の算定基礎となっている要因について、事業計画時からの変化を実績調査等により把握するとともに、総費用総便益比方式による事業効果の測定を行う。</p> <p>事業の実施による農業生産額の増大、生産コストの縮減及び6次産業化等による農業者や地域の収益力向上の状況について調査する。</p> <p>ア)からク)までに掲げる調査のほか、地域の実情を踏まえ、事後評価に必要な調査を実施する。</p>
<p>(2) 評価調査</p>	<p>(1)の調査の成果を踏まえ、事後評価結果をとりまとめ、学識経験者等の意見を聴取する。</p>
<p>(3) 評価手法検討調査</p> <p>ア) 評価地区調査</p> <p>イ) 手法検討調査</p>	<p>事業評価実施地区に関する評価結果、評価方法など事後評価についての課題等を整理するとともに、事業完了後における効果等の的確な把握手法の検討のための調査を行う。</p> <p>アの調査成果に基づいて、学識経験者等の意見を踏まえ、今後の事後評価手法を検討するとともに、事後評価に係るガイドラインを作成する。</p>